

フランス国家会計基準局（ANC） との二者間会合の概要

ASBJ専門研究員 やまぐち な み
山口 奈美

1. はじめに

2017年2月27日に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、フランス国家会計基準局（Autorité des Normes Comptables : ANC）の代表者との二者間会合を東京で開催した。ANCとの二者間会合は、2016年1月に東京で開催されて以来となる。

ASBJからは小野委員長、小賀坂副委員長、川西常勤委員、安井常勤委員のほかスタッフが参加し、ANCからはPatrick de Cambourg委員長、Michel Barbet-Massin 委員兼 IFRS 委員会副委員長、Cédric Tonnerre テクニカル・ディレクター及び Valérie Viard リサーチ・ディレクターが参加した。

本稿では、ANCの代表者の発言を中心に、会合の概要を報告する。

2. 主な議題

会合では、ANC及びASBJのそれぞれの最新の活動状況を確認するとともに、技術的な分野として、次の論点に関する議論が行われた。

- 解釈問題
- 保険契約

- リース
- 収益認識
- 純損益及びその他の包括利益（OCI）

3. 議事概要

(1) ANC 及び ASBJ の概要及び最新の活動状況

本セッションでは、ANC及びASBJの双方が、概要と最新の活動状況の共有を行った。ANCの代表者からは、次の項目を中心に説明がなされた。

- 2016年12月に約半数のボードメンバーが変更となった。ボードメンバーは16名であり、委員長以外の15名は非常勤メンバーである。
- ANCの戦略的活動分野である次の3つについて、新たなボードにて今後3年間の計画を策定する予定である。
 - 国際的な基準開発への貢献（国際会計基準審議会（IASB）のリサーチ活動、IFRS新基準の開発、EUにおけるエンドースメント・プロセス、解釈問題）
 - フランス会計基準の開発
 - ANCのリサーチ活動
- フランスでは、上場企業の連結財務諸表にのみIFRSの適用が義務付けられており、個別

財務諸表はフランス会計基準に従って作成される。

- フランスでは、会計と税務の基礎は同じであり、同じデータベースを使用して、財務報告と税務申告が行われる。それゆえ、会計基準の変更には慎重になる必要がある。
- ANC は公的機関であり、財源は主に国の予算から賄われている。ANC が開発した会計基準は財務省を通じて公表される。ただし、会計基準の開発については ANC に権限が与えられており、財務省が基準の文言を修正することはできない。
- ANC が会計リサーチ・シンポジウムを主催するにあたり、協力を依頼したことが発端となり、学識経験者との共同リサーチを積極的に行っている。リサーチのための予算は多額ではないが、例えば ASBJ などと共同でリサーチを実施することにより、インパクトを高めることも可能と考えている。

(2) 解釈問題

IFRS の解釈に関する論点について協議がなされた。ANC の代表者からは、主に次の点が共有された。

- IFRS 解釈指針委員会 (IFRS-IC) の活動には改善を期待している。
- IFRS-IC とは別に、法域ごとに分権化された解釈のための組織が必要となることも考えられる。解釈問題への対応のための活動として、ANC では、フランス出身の IFRS-IC メンバーのサポートに加えて、フランス国内の作成者が直面している解釈問題を特定し、問題の解決を助けるための組織を組成する予定である。
- フランス独自の解釈を行う意図はなく、論点の特定や、フランス国内関係者間でコンセンサスを得られかどうかの検討などを実施する。また、識別された論点について他の法域

と共有することも考えられる。

- 実務上は、監査人と作成者のレベルで解決されている論点が多いため、IFRS-IC や基準設定主体に提起される論点は限定されと考えている。

(3) 保険契約

IASB が文案作成を進めている保険契約に関する新基準について、IASB による最新の審議の状況を踏まえた協議がなされた。ANC の代表者からは、主に次の点が共有された。

- 欧州において、IASB が公表した基準書をエンドースしないことを決定することは実際には非常に難しいため、IASB に対する公式及び非公式な意見発信を続けているが、現段階でも懸念が残っている。
- 主要な懸念点の 1 つが、契約の集約レベルである。IASB が想定している集約のレベルは依然として細かすぎる。保険契約者間のリスクの移転が保険の基礎であり根拠であることを考慮すると、細かい集約レベルを設定した場合、保険会社の運用と会計処理との間に矛盾が生じることが予想される。

(4) リース

IFRS 第 16 号「リース」の適用上の論点について、協議がなされた。ANC の代表者からは、主に次の点が共有された。

- システムの導入やプロセスの変動など、適用のための負荷に関する実務的な問題はあるが、現時点で使用権資産及びリース負債を貸借対照表に認識すること自体に対する強い反対は聞かれていない。
- リースの経済性や法的側面から、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースは同じではないとする概念的な問題は依然として残っており、フランス会計基準として IFRS 第 16 号を導入する可能性は低いと予想して

いる。

- 影響が大きい業種としては、ホテル、航空、銀行（不動産及び IT システムのリース契約に影響）、エネルギー（キャパシティ契約の実質リース判定に影響）などが挙げられる。一方で、格付機関などは、IFRS 第 16 号の適用より前にリース負債の影響を分析に織り込んでいるため、影響は限定的との予測も聞かれている。

(5) 収益認識

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用プロセスの進捗状況や、解釈上の課題について協議がなされた。ANC の代表者からは、主に次の点が共有された。

- 業種によって影響が異なるが、長期の契約を多数抱える業種を除き、特に重大な問題は聞かれておらず、比較的順調に準備が進んでいるものと理解している。

(6) 純損益及び OCI

2017 年 3 月に開催される会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）会議において、ASBJ と ANC が純損益及び OCI に関連する共同の発表を行う予定であることを受け、本プロジェクトに関する両者の見解の確認と、今後の共同での活動の予定に関する協議がなされた。ANC の代表者からは、主に次の点が示された。

- IFASS 会議での共同発表のための資料を準備するにあたり、両者の見解が非常に近いことがわかった。現在までの共同作業を基礎とした文書をディスカッション・ペーパーなどの形式で共同名義で公表することや、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議での共同発表を視野に入れて作業を継続したい。
- リサイクリングしない OCI は支持していない。OCI は、すべてとはいわないがほとん

どの場合、異なる測定基礎（dual measurement）の帰結であり、OCI の問題を解決するためには、dual measurement を解消するか、OCI についてすべてリサイクリングを要求するしかない。

4. おわりに

本会合は、IFRS の新基準の適用上の論点を含む様々な分野に関連して、ANC の代表者と見解を共有する貴重な機会となった。また、純損益及び OCI の論点について共同作業を続けることが確認されたことは、ANC との関係を維持し強化していくための 1 つの道筋となる意味で、非常に有意義であった。

